

(陳受8第2号)

地域生活支援事業における「移動支援事業」及び「日中一時支援事業」の報酬引上げに関する陳情

受理年月日 令和8年3月24日

陳情者

陳情の要旨

本陳情書を提出する理由を申し述べます。数年前から、武蔵野市の障害福祉施策における「移動支援事業」と「日中一時支援事業」の2事業に関わる報酬単価が横ばいとなっています。令和元年の東京都最低賃金が1,013円。令和7年10月に1,226円となりました。6年間で213円の急激な上昇です。今なお、毎年上がり続けています。

しかし、最低賃金がここまで急激に上がると、福祉事業からの他業種流出に歯止めが利かず、他業種からの流入も見込みづらくなり、障害福祉人材の確保が極めて難しくなりつつあります。今後国の政策として最低賃金の全国平均1,500円という目標も打ち立てられており、週平均20時間以上の労働で社会保険加入義務化と、変化が求められる時代となりました。

武蔵野市所管の「移動支援事業」と「日中一時支援事業」に係る、報酬単価が横ばいの現状、「時給が変わらないのであれば、他業種へ転職する」という従業員も多く見受けられます。さらに、「移動支援事業」と「日中一時支援事業」の事業縮小を行っている事業所も見受けられます。

障害福祉人材の定着は「障害児・者」やその御家族が、武蔵野市で社会生活を営む上で必要不可欠です。事業継続が困難となれば「障害児・者」や、その御家族の生活にも多大な影響を及ぼします。ここで、福祉人材の流出を止め、福祉人材を増やし、利用者様を支援する喫緊の施策としては「報酬単価を上げることではないか」と思い至りました。

それこそが、魅力ある福祉施策が可能な武蔵野市だと信じています。

以上のことから、下記について陳情いたします。

記

- 1 令和8年度中に「移動支援事業」の報酬単価を1時間当たり500円上げること。
- 2 令和8年度中に「日中一時支援事業」の報酬単価を1回当たり500円上げること。
- 3 それ以降の年度には「移動支援事業」及び「日中一時支援事業」の報酬単価を東京都最低賃金と連動させること。